

佐賀県医療センター好生館看護学院学則細則

(目的)

第1条 この細則は、佐賀県医療センター好生館看護学院学則（令和2年好生館規則第00号。以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(授業時間)

第2条 学院の授業時間は、次のとおりとする。

授業時限	授業時間
1	8:50 ~ 10:20
2	10:30 ~ 12:00
3	13:00 ~ 14:30
4	14:40 ~ 16:10
5	16:20 ~ 17:50

2 通常の授業は、原則として第4時限目までに行うものとする。ただし、学院長が特に必要と認めた場合は第5時限目に行うことができるものとする。

(授業科目)

第3条 学則第7条に規定する授業科目は、すべて必修とする。

(欠課、欠席、休学及び復学の取り扱い)

第4条 欠課又は欠席が次の各号のいずれかに該当するときは、欠課時間及び欠席日数に算入しない。

- (1) 進学又は就職のための受験に必要な試験日及び往復に要する日数
- (2) 親族が死亡した場合において別表に定める日数及び往復に要する日数
- (3) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する疾病に罹患した場合
- (4) 災害等による交通遮断で登校不能の場合、その他不可抗力により欠席者の責めによらない場合
- (5) その他学院長が認めた場合

2 講義時間1時限のうち30分以上受講しない時は、2時間の欠課とみなす。

3 8時間欠課をした場合は、欠席1日として取り扱う。

4 病気、怪我等により継続して5日以上欠席する場合は、根拠となる書類等を提出すること。

5 病気、怪我により休学する場合は、休学願に診断書を添付すること。

6 病気、怪我により休学した学生が復学する場合は、復学願に診断書又は診療情報報告書を添付すること。

(学科試験)

第5条 学科試験は、学期末又は講義終了後に随時行う。

- 2 学科試験は、講師毎に、原則として講義4時間以上の科目（以下「試験科目」という。）について、筆記・論文・レポート、口述、実技等講師が適当と認めた方法で行う。
- 3 当該試験科目の講義時間数の3分の1（講義時間が10時間未満の場合は2分の1）を超えて欠席した者は、その科目の試験を受けることができない。ただし、補習授業を受けるなど適当な補習を受けたものと学院長が認定した場合は、試験を受けることができる。
- 4 学科試験の成績は、100点をもって満点、60点をもって合格点とし、60点未満を不合格とする。ただし、1授業科目に2以上の試験科目がある場合は、試験科目毎に60点を満たしていないときは不合格とする。
- 5 授業科目の成績は、1授業科目に2以上の試験科目がある場合は、講義時間数に応じて加重平均し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出する。

（実習評価）

第6条 実習科目毎の実習すべき時間数の3分の1を超えて欠席した者は、その科目の実習評価を受けることができない。ただし、補習実習を行うなど適当な補習を受けたものと学院長が認定した場合は、実習評価を受けることができる。

- 2 実習成績の評価は、知識、技術、態度、出席時間数等を総合的に評価し、100点をもって満点、60点をもって合格点とし、60点未満を不合格とする。
- 3 実習評価が合格点に満たない者は、補習実習を行った後、再評価を受けることができる。
- 4 実習評価の成績は、絶対評価とし、次の4段階に分けて評価する。

評 価	点 数	評 定
優	80点以上	合 格
良	70点以上 80点未満	合 格
可	60点以上 70点未満	合 格
不可	60点未満	不 合 格

（追試験）

第7条 病気、怪我その他やむを得ない事由により第5条第2項に規定する試験を受けることができなかった者（同条第3項本文の規定により試験を受けることができなかった者を含む。）は、追試験を受けることができる。この場合において、同項本文の規定により試験を受けることができなかった者が追試験を受けるときは、学院長が定める追試験に要する通信費、採点費用等の実費を負担しなければならない。

- 2 追試験を受けようとする者は、担当講師を経由して、追試験願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 追試験の成績は、得点の8割とする。ただし、病気、怪我その他やむを得ない事由により第5条第2項に規定する試験を受けることができなかった者は、この限りではない。

（再試験）

第8条 第5条第2項に規定する試験又は前条第1項に規定する追試験を受け、合格点に

満たない者は、再試験を受けることができる。この場合において、学院長が定める再試験に要する通信費、採点費用等の実費を負担しなければならない。

2 再試験を受けようとする者は、第5条第2項に規定する試験又は追試験の可否発表の日から1週間以内に担当講師を経由して、再試験願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。

3 再試験の成績は、得点が60点以上であっても60点とする。

(履修修了の認定)

第9条 当該学年次の履修修了は、所定の科目の単位の取得状況、出席状況等について評定のうえ、運営会議の議を経て、学院長が行う。

(卒業の認定基準)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、卒業することができない。

(1) 不合格の授業科目がある者

(2) 欠席日数（既に他の大学等において履修していると認められた科目については、出席日数とみなす。次号において同じ。）が各年次の出席すべき日数の3分の1を超えている者

(3) 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1以内の者で、受講しなかった科目の講義又は実習について必要な補習を受けていない者

2 学院長は、前項の規定にかかわらず、前項第3号に該当する者で当該年度の3月末までに必要な補習が可能であるものについては卒業を延期し、必要な補習の受講後、卒業を認めることができる。

(会議等)

第11条 学院に次の会議及び委員会を置く。

(1) 運営会議

(2) 職員会議

(3) 教務会議

(4) 講師会議

(5) 実習指導者会議

(6) 入学試験委員会

(7) 学校評価委員会

(8) 教育委員会

(9) 保健委員会

(10) 図書室運営委員会

(11) 情報管理委員会

2 運営会議は、学院長、副学院長、事務室長、教務部長、教務主任、係長をもって構成し、学院運営上重要な事項について協議する。

3 職員会議は、学院長、副学院長、事務室長、教務部長、教務主任、主任教員、係長、専

任教員及び主事をもって構成し、学院運営に関する事項について協議する。

- 4 教務会議は、教務部長、教務主任、実習調整者、主任教員、専任教員をもって構成し、教務に関し必要な事項について協議する。
- 5 講師会議は、学院長、副学院長、事務室長、教務部長、教務主任、実習調整者、主任教員、専任教員及び講師をもって構成し、教育内容等講義に関し必要な事項について協議する。
- 6 実習指導者会議は、教務部長、教務主任、実習調整者、主任教員、専任教員及び実習施設の実習指導者をもって構成し、実習指導に関し必要な事項について協議する。
- 7 入学試験委員会は、学院長、副学院長、事務室長、教務部長、教務主任、係長、好生館看護部長、好生館副看護部長及び好生館副事務部長をもって構成し、入学試験の実施計画及び合格者の決定に関する事項について協議する。
- 8 第7号から第11号までに掲げる委員会の構成員及び協議事項については、学院長が別に定める。

(その他)

第12条 学則及び学則細則の施行に必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 学則第14条に基づく入学書(様式第1号)
- (2) 学則第14条に基づく誓約書(様式第2号)
- (3) 学則第15条に基づく保証人変更届(様式第3号)
- (4) 学則第16条に基づく住所・氏名等変更届(様式第4号)
- (5) 学則第18条に基づく欠席(欠課)届(様式第5号)
- (6) 学則第18条に基づく休学願(様式第6号)
- (7) 学則第19条に基づく復学願(様式第7号)
- (8) 学則第20、21条に基づく退(転)学願(様式第8号)
- (9) 学則細則第7条・8条に基づく再(追)試験願(様式第9号)
- (10) 学則第9条に基づく履修科目の単位認定願(様式第10号)

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

区分	死亡した者	日 数	区分	死亡した者	日 数
血 族	配偶者	10日	姻 族	父母	3日
	父母	7日		子	3日
	子	7日		祖父母	1日
	祖父母	3日		兄弟姉妹	1日
	孫	1日		伯叔父母	1日
	兄弟姉妹	3日			
	伯叔父母	1日			
	曾祖父母	1日			